

公益財団法人静岡県腎臓バンク 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県腎臓バンク(以下「この法人」という。)定款第52条に基づき、賛助会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 この法人の目的、事業に賛同する法人、団体並びに個人でこの法人の活動を賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第3条 理事長は新たに前条の賛助会員になった者の氏名について、理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第4条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は、入会以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記の各号のとおりとする。

- (1) 法人、団体会員 1口 12,000円
- (2) 個人会員 1口 6,000円

(会費の使途)

第6条 前条の年会費は、毎事業年度における合計額の20%以上から50%以内を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

(脱 会)

第7条 賛助会員はいつでも脱会通知をこの法人に提出することにより、脱会することができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人静岡県腎臓バンクの設立の登記の日から施行する。
- 1 この規程は、令和5年2月20日から施行する。
- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。